

警 備 計 画 書

1. 目 的

新宿西口地下道に「動く歩道」を設置するに際し、路上生活者に事前に東京都職員による周知作業を1月13日に完了した。その後、周知したにも関わらず、いまだに地下道に住居している。

よって、公的制限による強制排除を東京都職員によって行う。前回にも増して危険度をかなり伴う恐れがあるので、東京都職員の安全確保とスムーズな作業が出来る様、作業場所への不審者及び支援団体の侵入阻止を大きな目的とする。

尚、強制排除が完了した段階で、引き続き仮囲い及びビニールシート等、妨害による破損を防ぐ為、施設警備とする。

2. 場 所

新宿区西新宿に所在する西口広場入口より都庁舎側出口までの地下道
(北側通路及び南側通路)

3. 日 時

平成8年1月24日(水)～2月2日(金)

4. 時 間

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 1) 1月24日(水) | 集合時間 | 1 / 2 3 | 19:00～21:00 |
| | | ワシントンホテルB1F | 順次チェックイン |
| | 打合せ | 04:00～04:30 | 点呼 各班打合せ |
| | 都職員顔合せ | 05:00 | 現地集合場所 |
| | 警備配置時間 | 05:50 | 各ポストに移動 |
| | 勤務開始 | 06:00 | |
| | 日勤帯警備終了 | 18:30 | |
| | 夜勤帯警備開始 | 18:30 | |
| 2) 1月25日(木) | 夜勤帯警備終了 | 08:00 | |
| | 日勤帯" 開始 | 08:00 | |
| | " " 終了 | 17:00 | |
| | 夜勤帯" 開始 | 17:00 | |

3) 1月26日(金) 05:00~1月29日(月) 08:00まで
前項2)と同じローテーション

4) 1月29日(月) 日勤帯警備開始 08:00 時間変更
" " 終了 20:00
夜勤帯" 開始 20:00

5) 1月30日(火) 夜勤帯警備終了 08:00
日勤帯" 開始 08:00
" " 終了 20:00
夜勤帯" 開始 20:00

6) 1月31日(水) 夜勤帯警備終了 08:00
日勤帯" 開始 08:00
" " 終了 20:00
夜勤帯" 開始 20:00

7) 2月 1日(木) 夜勤帯警備終了 08:00
日勤帯" 開始 08:00
" " 終了 20:00
夜勤帯" 開始 20:00

5) 2月 2日(金) 夜勤帯警備終了 08:00
日勤帯" 開始 08:00
" " 終了 20:00

5. 配置体制

| | | |
|----------|--------------|------|
| 1月24日(水) | 05:00~翌08:00 | 350名 |
| 25日(木) | 08:00~翌08:00 | 80名 |
| 26日(金) | 08:00~翌08:00 | 35名 |
| 27日(土) | 08:00~翌08:00 | 35名 |
| 28日(日) | 08:00~翌08:00 | 32名 |
| 29日(月) | 08:00~翌08:00 | 20名 |
| 30日(火) | 08:00~翌08:00 | 20名 |
| 31日(水) | 08:00~翌08:00 | 20名 |
| 2月1日(木) | 08:00~翌08:00 | 20名 |
| 2日(金) | 08:00~20:00 | 20名 |
| | 合 計 | 632名 |

6. 服 装

勤務員全員 当社規定の制服を着用する

7. 警備実施上の留意事項

- 1) 誠実に、勤務を遂行し、契約先の名誉を汚さないようにすること
- 2) 勤務中知りえた事柄は、けっして他に漏洩しないこと
- 3) 制服、頭髪等は、常に清潔に保ち、契約先及び警備業務の品位の向上に努めること
- 4) 勤務中は、綿密なる注意力をもって、異状事態の早期発見、早期解決に努めること

8. 非常事態・事故発生時の処置・対応

- 1) 非常事態・事故発生時は、その時点で使用可能な人力の全てを投入し、非常事態・事故の早期解決に努めること
- 2) 非常事態・事故発生時は、下記に通報・連絡する

器物は損及び定期報告 東京都第三建設事務所 3387-5131 (月~金)

土・日・祝・夜間

〃

平澤補修課長

〃

能重管理課長

株式会社セノン管制本部 3235-3111

新宿警察署 3346-0110

9. その他

この計画書に記載されていない事項については、その都度協議して解決する

以上

特 記 仕 様 書

1、委託業務の範囲

新宿副都心4号線動く歩道設置工事に伴う下記事項に従事する職員に対する警護

- (1) 地下通路を占拠する支援団体等の妨害阻止
- (2) ダンボール等路上堆積物の撤去及び保管
- (3) 工事施工への妨害阻止
- (4) 路上生活者の収容施設への移送

2、委託業務時間は別途指示する。

3、委託業務の要員は632名とし別紙の実施体制表により編成のうえ警備に当たること。

4、別紙、実施体制により各班責任者の指示を受け行動すること。

5、当該警備に関する内容は事前に外部に漏れる事のないように留意すること。

6、事前に警備計画書を策定し提出するとともに、終了後は委託完了届を提出すること。

実施体制

| 月 日 | 警 備 員 |
|----------|-------|
| 1月24日(水) | 350名 |
| 1月25日(木) | 80名 |
| 1月26日(金) | 35名 |
| 1月27日(土) | 35名 |
| 1月28日(日) | 32名 |
| 1月29日(月) | 20名 |
| 1月30日(火) | 20名 |
| 1月31日(水) | 20名 |
| 2月 1日(木) | 20名 |
| 2月 2日(金) | 20名 |
| 合 計 | 632名 |

特命理由書

管理課

1. 件名 新宿副都心4号線動く歩道設置工事に伴う警備委託
2. 委託場所 新宿区西新宿一丁目地内（新宿副都心4号線地下通路）
3. 工期 平成8年1月24日から平成8年2月2日まで
4. 特命の相手方

所在地 新宿区西新宿3-2-11
名称 (株)セノ
代表 川嶋公平
電話 03(3348)7111



5. 委託概要

新宿副都心4号線動く歩道設置工事施工に伴い当該工事に反対する支援団体等から従事職員の安全を確保するため警備を委託する。

6. 特命理由

動く歩道設置工事施工については、当該工事に反対する支援団体等が実力で工事を阻止することを表明しており不測の事態が予測される。

本件委託は、工事に従事する職員の安全を確保するため警備体制を強化し実施するもので下記理由により(株)セノに特命する。

(1) 本件は、工事着手に合わせ早急に警備体制を整える必要がある。

当社は、今回の警備体制の人員の確保が可能である。

(2) 当社は、昨年12月及び本年1月実施した路上生活者への事前説明作業の警備を受託しており本件業務内容を熟知している。

(3) 信用と実績のある業者である。（都庁第二庁舎警備等受託）






7. 根拠規定

地方自治法第234条第2項

同法施行令第167条の2第1項第2号及び第3号

特命随意契約

別記第10号様式の2

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|
| | | 保存年限 | 5年 | 分類記号 | G-13 |
| 文書記号・番号 | | 7 三建庶契 第 700 号 | | 施 工 | 年 月 日 |
| 件 名 | 随意契約による契約の締結 | | 決 定 | 8年 1月 23日 | |
| | 新宿副都心 4号線 | | 施 行 予 定 | 年 月 日 | |
| | 動く歩道設置工事 | | 起 案 | 8年 1月 23日 | |
| | に伴う警備委託 | | 収 受 | 年 月 日 | |
| 決 定 権 者 | 局 所 課 | 上記のことについて、下記により随意契約する。 | | | |
| | 起 案 | 建設局 第三建設事務所 庶務課 | 起案者  電話 3387-5131 | 事務担当者  | |
| 審 議 | 主管部長 | 主管課長 | 主管係長 | 審 査 | 文書主任 文書取扱主任 |
| | |  | | |  |
| 協 議 |  | | | | |
| 契約方式の 根拠条文 | 東京都契約事務の委任等に関する規則第3条第3項第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | | | | |
| 契約書等 | <input type="radio"/> | 東京都契約事務規則第36条の規定により契約書を作成する。 契約書は <u>所定の書式</u> による。 別 紙 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 東京都契約事務規則第38条第6号の規定により契約書の作成を省略し、 同規則第3号様式の請書を徴する。 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 東京都契約事務規則第39条第の規定により知事が指定する契約であるので、 請書を徴しない。 | | | |
| 契約保証金 | <input type="checkbox"/> | 東京都契約事務規則第40条本文の規定により百分の十を納付させる。 | | | |
| | <input type="radio"/> | 東京都契約事務規則第40条第4号の規定により免除する。 | | | |
| 前 払 金 | <input type="checkbox"/> | 東京都契約事務規則第44条第1項の規定により40パーセントを支払う。 ただし、2億4千万円を限度とする。 | | | |
| | <input type="radio"/> | 支払わない。 | | | |